平成２３年（フ）第１６２０号
宇都宮市元今泉７丁目26番26号　村山コーポＡ―202、申立時の住所さいたま市桜区栄和５丁目４番３号　カトレアハイツ101
債務者　工藤　真美（旧姓矢部）
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６４９号
埼玉県鴻巣市下忍3657番地２　パナハイツ吉田105号、破産申立時の住所埼玉県鴻巣市新宿１丁目47番地２
債務者　保坂　宏昭
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６６９号
さいたま市中央区上峰２丁目２番17―206号
債務者　瀧澤　順子（旧姓亀田）
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６７９号
埼玉県上尾市大字瓦葺1742番地11　ベルピア東大宮第８－１―205、旧住所さいたま市見沼区大字蓮沼435番地６
債務者　松浦　孝一
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６８０号
さいたま市浦和区大東２丁目18番３―105号、旧住所さいたま市見沼区大字蓮沼435番地６
債務者　松浦　惠子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７３５号
埼玉県南埼玉郡白岡町西１丁目７番９　リバーハイツＡ―201
債務者　石川湖鶴絵
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６６０号
静岡県焼津市柳新屋582番地の２　トヨダリハイムＡ102、旧住所静岡県焼津市柳新屋188番地の４　アネックス焼津110号室
債務者　市橋　直樹
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６１号
静岡県焼津市柳新屋582番地の２　トヨダリハイムＡ102、旧住所静岡県焼津市柳新屋188番地の４　アネックス焼津101号室
債務者　市橋　有紀
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６７１号
静岡市葵区安東３丁目６番４号
債務者　望月　義明
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３９号
愛知県豊橋市神ノ輪町51番地　Ｂ―102
債務者　藤田　一暁
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前10時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第６１８号
岡山市北区楢津2769番地１　多賀コーポ203、旧住所岡山市北区楢津780番地１　奥村アパート301
債務者　桶谷　朋子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５８９号
横浜市金沢区富岡東３丁目４番７号、住民票上の住所横浜市磯子区杉田７丁目１番６―12号
債務者　岡崎　　仁
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７３７号
神奈川県大和市西鶴間１丁目10番13―204号
債務者　北村　明子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７７４号
横浜市磯子区岡村３丁目18番４号
債務者　小池　　稔
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８４２号
神奈川県茅ヶ崎市出口町５番９―101号　クリオ茅ヶ崎参番館
債務者　金子　淳一
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部